

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|------|----|---------|--------------|--|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 1 | 入札説明書等に対する質問回答 | 16 | - | No. 179 | 食堂運営の光熱水費 | 質問No. 179の回答より、「食堂運営に係わる光熱水費を除き、県で負担します。」とあります。食堂運営業務における光熱水費の事業者が負担する範囲は調理業務（厨房内）の範囲とし、食堂ホール（喫食区域）は範囲外として頂けないでしょうか。食堂ホール（喫食区域）が範囲内となる場合、光熱水費を節約するため、例えば冬場の空調の設定温度を下げる、空調稼働時間を減らす等を実施せざる得ないことも考えられるため、お互いにとって不利益になるのではないかと思います。 | 食堂ホール（喫食区域）の光熱水費についても事業者の負担としております。なお、空調の設定温度、稼働時間は事業者に委ねますが、学生の心身の健全な発達と食生活の改善に寄与するため、常に「安全」かつ「安心」な給食を提供可能な施設が求められます。 |
| 2 | 入札説明書等に対する質問回答 | 16 | - | No. 182 | 学生等からの献立聴取方法 | 質問No. 182の回答より、県・市で学生等からの献立聴取方法（注文内容・注文数）等が異なります。献立聴取方法（注文内容・注文数）は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。 | 消防学校の運営時には、献立聴取方法は県・市で統一する予定です。献立聴取の方法は、食品ロスや、事業者・食堂を利用する消防職員等双方の負担が少なくなるような視点を踏まえ、事業者からご提案いただきたく存じます。 |
| 3 | 要求水準書 | 112 | 16 | (ウ) b | 食事の提供方法 | 要求水準書では、提供方法は喫食者が窓口で食事を受け取ると記載がありますが、現愛知県消防学校では個々にカウンターで食事を受領するのではなく、班ごとに学生がテーブルに食事を配膳されています（昨年の現愛知県消防学校見学会にて確認）。本事業においても、現愛知県消防学校と同様の方法で学生が配膳を実施するという理解でよろしいでしょうか。配膳数が多いことから、学生が個々にカウンターから食事を受け取る方法だと時間内に全てを提供することは難しいと考えております。 | 喫食時には、学生が同時に食べ始め、喫食を完了できることを優先するため、配膳の方法については、現県消防学校と同様の方法で学生が配膳することについて、問題ございません。なお、学生以外のその他消防学校職員等に対する配膳方法についてはカウンターでの受け渡しを想定しているため、カウンターは必須と考えています。 |
| 4 | 要求水準書 | 39 | 22 | エ | 緑地・植栽計画 | 大規模行為届出制度について、回復緑地の算定対象となる範囲を「1.5m幅以上の植栽（樹木又は芝生）でエリアを囲むことにより、囲われた面積を緑地面積として含むことができる」とありますが、各園路の出入口部において部分的に幅員8.0m程度空く箇所が生じて問題ないでしょうか。 | 回復緑地の判断基準は、「大規模行為届出制度」によります。1.5m幅以上の植栽で囲われない面積は、回復緑地と認められません。 |
| 5 | 要求水準書 | 39 | 22 | エ | 緑地・植栽計画 | 原則、植栽で囲われない限り回復緑地として認められないと理解しましたが、今後、担当部局と協議による判断とさせていただきます。よろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。設計業務の早い段階で担当部局と協議できるように調整します。 |
| 6 | 要求水準書 | 42 | 28 | (キ) | トイレ計画 | 拠点運用時のトイレ利用の方法について「災害トイレ6,000人分を14日間確保できるよう、設計・計画すること」とは、同時使用率を見込んだ1日当たり6,000人分の尿尿量を処理できる穴数があればよろしいでしょうか。 | 拠点運用時、一時的に日最大6,000人が拠点内で活動することが想定されます。この中には、常駐する県災害対応要員の他、ベースキャンプに一時的に集結する救出救助部隊も含まれます。このため、同時使用率を見込んで計画してください。なお、穴数については、常設トイレを活用した凝固剤による廃棄処理や簡易トイレを活用するなどご検討のうえ、計画してください。 |
| 7 | 要求水準書 | 42 | 28 | (キ) | トイレ計画 | 拠点運用時のトイレ利用の方法について、6000人分の尿尿量を溜めることのできる便槽が必要でしょうか。 | 拠点運用時のトイレの利用方法については、常設の各施設のトイレを活用した簡易トイレ（凝固剤により廃棄）等の手法等、コストやライフライン途絶時での使用等を考慮いただき設計していただくことを想定しています。拠点運用時の施設利用者が一時的に最大6,000日/人となりますが、一斉にトイレを利用することは考えにくいです。このため、6,000人分の便槽を必須とは求めません。 |
| 8 | 要求水準書 | 42 | 28 | (キ) | トイレ計画 | 拠点運用時のトイレ利用の方法について、14日間確保できるようにするには、便槽の容量を14日分必要とする意味でしょうか。 | 便槽の容量は、14日間利用できるインフラ設備・資材で便槽の機能を代用すれば要求水準を満たすことから、14日分確保することは必須ではありません。災害トイレは、公園内のトイレに加えて消防学校内のトイレも計算したうえで、6,000人分を14日間確保するための設計提案してください。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|------|----|------|----------------------|--|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 9 | 要求水準書 | 43 | 20 | (コ) | 駐車場計画 | 必要駐車台数の設定について、「バスなど大型車両も含めた必要駐車台数を適切に設定すること」とは、大型バスの駐車を必須とする意味でしょうか。 | 防災啓発、イベント等の用途に応じて大型バスが駐車できるようスペースを確保してほしいという意図です。常設での大型バス駐車スペースまで必須とはしておりません。 |
| 10 | 要求水準書 | 43 | 30 | (コ) | 駐車場計画 | 豊山町タウンバス停留所について、タウンバスの乗入れする駐車場は、事業者側で任意に設定して問題ないでしょうか。 | とよやまタウンバスの乗入れする駐車場を、事業者側で任意に設定することについてはお見込みのとおりです。 ただし、決定には、豊山町やタウンバス運行事業者等との協議や豊山町地域公共交通会議に諮る必要があります。提案段階では県が事業者を警察に紹介することはありません。また、公安協議は事業者ではなく県が担当します。 愛知県基幹的広域防災拠点整備及び豊山町の開発エリアによる公園の利用形態の変化を考慮した配置の検討をお願いします。 |
| 11 | 要求水準書 | 78 | 27 | (ツ) | 防災公園(東側)エリア：多目的広場(1) | 「観客スタンド等を設ける場合は、警察が管理するベースキャンプの一部とし、「装備資機材等保管庫」として利用する」とありますが、倉庫などの屋内に資材を入れる想定とする意味でしょうか。 | お見込みのとおりで、装備資器材保管庫は屋内に警察用の資機材を保管することを想定しています。 |
| 12 | 入札説明書等(守秘義務資料)に対する質問回答 | 7 | - | No75 | 「装備資機材等保管庫」 | 「装備資機材等保管庫」の規模等について、「死体袋(エンバーミング用機材含む)29000人分として約600㎡及び災害時遺失保管用として100㎡の保管庫を要望しています」とありますが、600㎡の死体袋の保管及びエンバーミング用機材のそれぞれの所要スペースをご教示願いますか。 | 死体袋及びエンバーミング用資機材含み1セットです。過去の購入実績において、1箱10枚入を1セットとし、荷姿W43cm、L75cm、H22cmです。2900箱を2段積とし、かつ通路面積も確保し600㎡として要望されています。 |
| 13 | 入札説明書等(守秘義務資料)に対する質問回答 | 7 | - | No75 | 「装備資機材等保管庫」 | 貴県から受領した配置計画図の観客席(スタンド)下部では600㎡の面積を確保することができません。 上記で面積が不足する場合は分散配置も可能と認識していますが、実質的には他の場所に当該施設の分棟を配置することは困難です。そのため、複数段ラックを利用して、箱を収納することを考えております。この場合において、箱の積み段数の制限等はありませんでしょうか。また、1箱の重量をご教示願います。 | 改めて、県警と調整した結果は以下のとおりです。 ・死体袋(厚手ビニール) 50箱(1箱10枚入) 荷姿 W:30cm、L:40cm、H:8cm、重量:5kg ・死体収納袋 200箱(1箱5枚入) 荷姿 W:31cm、L:62cm、H:6cm、重量:5kg その他、感染防止用資機材(ゴム手袋、前掛け等)が別途必要となりますが、複数段ラックを設けて収納する計画で、100㎡を見込んでいます。 なお、県警より、死体袋収納スペース及び災害時緊急保管スペース併せて200㎡とすることで調整しました。 また、観客席下に収納しきれない場合、分散備蓄も可能です。 |
| 14 | 要求水準書 | 79 | 9 | (テ) | 防災公園(東側)エリア：多目的広場(2) | 「観客席・収容人数は、提案することができる」とありますが、観客席の設置は、必須条件とする意味でしょうか。 | 多目的広場(1)、(2)に限らず、野球場を整備する場合は、観客スタンドは必須です。 |
| 15 | 要求水準書 | 88 | 12 | (イ) | 防災公園・神明公園エリアに関する留意事項 | 「芝生広場への給水にあたっては、循環型とする。」とありますが、雨水貯留等を循環させる設備を必須とする意味でしょうか。 | 雨水貯留等を循環型とすることは必須です。雨水や放水訓練で利用した水等を貯留の上、再利用することを想定しています。 |
| 16 | 要求水準書 | 88 | 21 | (イ) | 防災公園・神明公園エリアに関する留意事項 | 公園施設汚水の計画量について、「最大で、「77㎡/日」、最小で「42㎡/日」を想定している」とありますが、拠点運用時のトイレ利用を含む計画量でしょうか。 | 拠点運用時のトイレ利用の計画量は、含みません。 |
| 17 | その他 | - | - | - | 面積 | 各建物の各室、合計面積は何㎡以上とありますが、機能を満足できれば各室、合計面積の増減が可能でしょうか。 | 「以上」と記載している各諸室、施設の面積増は可能ですが、面積減は不可とお考えください。なお、「提案」と記載している諸室の面積については、減が可能となります。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|------|----|---------|----------------|---|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 18 | その他 | - | - | - | 面積 | 主要諸室（宿泊室・食堂等）面積は確保しますが、その他の諸室（洗面所・廊下等）の面積は提案によるものなので、施設全体面積が増減する可能性があります。各諸室の機能を確保することを前提にこれらは認められると認識してよろしいでしょうか。 | 各諸室の要求水準を充足する限り、お見込みのとおりです。 |
| 19 | 要求水準書 | 72 | 14 | (サ)a | 消防学校エリア：屋外訓練場 | 「学生が消防活動訓練、救助活動訓練、礼式訓練、体育を実施可能な大きさとして、2.9haの面積を確保すること。」との記述がありますが、屋外訓練場と各訓練施設を含めた面積なのかを、2.9ha相当の面積を配置する予定の位置をご教示願います。 | 消防学校エリア内約6.1haのうち、建築面積を除いたオープンスペースに消防のベースキャンプを設けることを想定しており、屋外訓練場（グラウンド）を含みますが各訓練施設の面積は含みません。 |
| 20 | 要求水準書 | 62 | 9 | (エ)ア | 防火衣（上下）ロッカーの仕様 | 「車庫内に、400人分（学生350人、教官50人）の防火衣（上下）をかける機能を設け」、「設備調達備品リスト」の中に、400人分の防火衣（上下）ロッカーとの記述がありますが、貴県の想定したロッカーの仕様をご教示願います。 | 車庫内のロッカーは、寮室内に設けるロッカーとは別に、防火衣（上下）を収納できる機能確保を想定しており、消防署等の現場で使われているロッカーに近い仕様を想定しております。 |
| 21 | 要求水準書 | 62 | 9 | (エ)ア | 防火衣（上下）ロッカーの仕様 | 防火衣（上下）とヘルメット、防火靴のセットを収納するロッカー（例えば、W950D850/ケの3人用ロッカー）は、「建築基本構想」46頁の車庫のロッカー室に400人分、配置することが寸法的に困難です。車庫のロッカー室以外を利用したり、服掛けの形状を変更することにより対応することは可能でしょうか。服掛けの形状変更が可能な場合、その仕様等を教示願います。 | 400人分のロッカーを設置するため、生徒・職員等および車両の動線を考慮し、要求水準を充足する配置、ロッカー形状等をご提案ください。「建築基本構想」の器具庫、ロッカーの配置、ロッカー形状を踏襲いただく必要はございません。なお、学生及び教官の超過分については、車庫以外の分散配置を可とします。 |
| 22 | その他 | - | - | - | 造成工事範囲 | 道路と開発区域の境界線から、開発区域の中に示した盛土・擁壁とフェンス・防災小堤、皿形側溝、回復緑地は貴県の工事範囲と認識してよろしいでしょうか。 | 消防学校エリアは、事業者の工事範囲となります。ただし、盛土・擁壁・防災小堤については県による工事の上、事業者により引渡しを行います。（事業者が行う施設整備もあることから盛土等の工事場所・方法や時期については、調整をしながら同調して進めていく予定です） |
| 23 | その他 | - | - | - | 造成工事範囲 | 消防学校エリアの道路境界から右側の造成の盛土・擁壁・防災小堤は貴県工事と承知しました。フェンス、皿形側溝、回復緑地、歩道等の仕様は事業者提案により変更することは可能という認識でよろしいでしょうか。また、これらの工事は事業者負担により実施するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 24 | 入札説明書等に対する質問回答 | 10 | - | No. 106 | 2.9haの範囲 | 「愛知県基幹的広域防災拠点の整備についてお示ししたエリアで2.9haを想定しています。」とご回答をいただいておりますが、グラウンドと建築面積を合算しての2.9haでしょうか。それともグラウンドのみでの2.9haでしょうか。正確な面積の検証を行うために、資料をお示しいただきたく存じます。 | 消防学校エリア内約6.1haのうち、建築面積を除いたオープンスペースに消防のベースキャンプを設けることを想定しています。このため、グラウンドのみで2.9ha確保との意味ではありません。 |
| 25 | 入札説明書等に対する質問回答 | 5 | - | No. 56 | 守秘義務資料の開示時期 | 「現在ゲート設計中であり、その予定場所については守秘義務資料追加資料の中でお示しします。」とご回答をいただいておりますが、ご提供いただける時期はいつ頃になりのでしょうか。 | 位置については発注時の仕様書でお示しします。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------------|----------|---------|-----------------|--------------------|--|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 26 | 要求水準書 5_入札説明書等に対する 質問回答 | 40 6 | 16 - | オ(イ) No. 60 | 電波障害シミュレーション実施の必要性 | 質問No. 60「防災公園の多目的広場(1)(2)にスタンド、バックネット、防球ネット、ナイター照明等を設置する場合は、電波障害シミュレーションを実施することが必要となりますでしょうか？」に対して「要求水準書の記載の通りです。」との回答がありました。要求水準書40頁の「VORTACに関する事項」内に、「建築物」としての記載がありますが、質問の「工作物」等の扱いが読み取れません。要求水準書の記載の通りとは「不要」との認識でよろしいですか。「必要」となる場合は、どのような場合において電波障害シミュレーションを実施する必要があるでしょうか。 | 基本計画の配置や建物高さ等を踏襲する場合は、提案の段階では、電波障害シミュレーションは不要です。 |
| 27 | 要求水準書 5_入札説明書等に対する 質問回答 | 40 6 | 21 - | オ(イ) No. 59 | 電波障害シミュレーション実施の必要性 | 「基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時の各時点において国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行い」とあります。貴県が策定した防災拠点の基本計画の配置・建物高さ等を踏襲して事業者が計画を変更していない場合は、電波障害シミュレーションは不要という認識でよろしいでしょうか。 | 基本計画を踏襲した場合、電波障害シミュレーションは不要ですが、基本設計完了時、実施設計完了時及び仮設計画時の各時点において国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界「3°」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性があります。その場合の費用の負担は、事業者にて負担していただくこととなります。 |
| 28 | 要求水準書 5_入札説明書等に対する 質問回答 | 40 11 | 16 - | オ(イ) No. 118 | 電波障害シミュレーション実施の必要性 | 質問No. 118回答において、広場(全天候型舗装)の周囲を固定式ネット・フェンス等で囲む場合、VORTACの制限により協議・調整が必要とあります。フェンス等は多目的広場のフェンス等よりも低いものを想定していますが、どの程度のもならばVORTACの制限を受けないのか教示願います。 | 最終的には、基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時の各時点において国土交通省大阪航空局が電波障害を行った結果により判断されますので、事業者で確認をお願いします。なお、高さ関係についてはVORTACマウンテントップ下端TP+13.5より下部の部分は、VORTACへの影響がないものとして扱われます。 |
| 29 | 要求水準書 5_入札説明書等に対する 質問回答 | 40 11 | 16 - | オ(イ) No. 118 | 電波障害シミュレーション実施の必要性 | 要求水準書及び守秘義務資料等を確認しても、具体的に何がVORTACの制限に該当するのか不明なため、事業者としては貴県が策定した防災拠点の基本計画の配置等から変更する提案等を行うことが非常に困難です。VORTACの制限に該当する可能性が高い(電波障害シミュレーションへの影響が大きい)具体的な事例、可能性が低い(電波障害シミュレーションへの影響が小さい)具体的な事例を教示頂きたく存じます。 | 具体的な事例はありません。最終的には、基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時の各時点において国土交通省大阪航空局が電波障害を行った結果により判断されますので、事業者で確認をお願いします。なお、高さ関係についてはVORTACマウンテントップ下端TP+13.5より下部の部分は、VORTACへの影響がないものとして扱われます。 |
| 30 | 要求水準書 5_入札説明書等に対する 質問回答 | 40 11 | 16 - | オ(イ) No. 118 | 電波障害シミュレーション実施の必要性 | VORTAC報告書記載の各建物床レベル(GL)は、各建物所在位置の造成レベルによってそれぞれ異なると認識していますがよろしいでしょうか。また、VORTACマウンテントップ下端TP+13.5はアンテナ架台の設置床レベルという認識でよろしいでしょうか。 | 前段は、お見込みのとおりですが、マウンテントップ下端とは、VORが立つ円錐状部分の下端となります。 |
| 31 | 要求水準書 | 40 | 16 | オ(イ) | 電波障害シミュレーション実施の必要性 | ユニット式小型物置(10㎡未満)、自動販売機、公園街灯、植栽(高木含む)を公園内に配置する場合、電波障害シミュレーションは不要という認識でよいのか(電波障害シミュレーションへの影響は極めて小さいのか)確認願います。 | 基本計画の配置や建物高さ等を踏襲する場合は、電波障害シミュレーション不要とお考え下さい。最終的には、基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時の各時点において国土交通省大阪航空局が電波障害を行った結果により判断されますので、事業者で確認をお願いします。なお、高さ関係についてはVORTACマウンテントップ下端TP+13.5より下部の部分は、VORTACへの影響がないものとして扱われます。 |
| 32 | 要求水準書 | 52 | 9 | エ(ア) a | 避難所体験の管理 | 管理・教育棟は、「県は、防災・減災に関する研修教室での避難生活を想定した避難所体験に加え、企業の研修スペースや防災ビジネスに関するイベントスペース等の利用を想定」との記載があります。避難所体験を行うスペースの管理は運營業務に含まれますでしょうか。 | 防災啓発事業において、事業者主体で実施する場合、運営に含まれるものと考えています。 |

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|------|----|------------|--------------------------------|---|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 33 | 要求水準書 | 52 | 9 | エ (ア) a | 避難所体験の管理 | 管理・教育棟は、「県は、防災・減災に関する研修教室での避難生活を想定した避難所体験に加え、企業の研修スペースや防災ビジネスに関するイベントスペース等の利用を想定」との記載があります。避難所体験を行うスペースの管理は運營業務に含まれる場合、避難所体験を実際に利用者が行う場合の説明含むアテンドは貴県職員の所掌としていただけますでしょうか。 | お見込みのとおりですが、通常業務の範囲内での運営支援は実施して頂きます。なお、事業者が主体となり実施する場合、県の共催を求めることができますが、その協力内容については、要求水準書 p. 115にお示しする通り協議となります。 |
| 34 | 要求水準書 | 114 | 10 | (7) ア | 防災啓発・人材育成プログラムの公民間の役割分担 (企画提案) | 防災啓発・人材育成プログラムについて、以下の記載があります。 「県が主体となりコーディネーターとして関係者の意見を聞き取り、事業を進める」 「事業者は、県が進める当事業に協力することとし、防災啓発・人材育成プログラムの企画提案をする」 「防災啓発・人材育成プログラムの企画、実施にあたり、県の他、関係行政機関、企業、NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関、防災啓発施設等の様々な主体から広く意見を聞き提案する」 当該記載を総合すると事業者に求められていることは、以下の2点と理解してよろしいでしょうか。 ・貴県が主体として検討する企画 (案) に対して、当該企画 (案) の目的に応じて様々な主体の意見を聴取・取りまとめ、取りまとめ結果を貴県に提示すること ・貴県が主体として検討する企画 (案) に対して、民間ならではのアイデアを提示すること | 2点についてお見込みのとおりです。また、通常業務の支障のない範囲内での協力を事業者側に求めています。なお、事業者主体で実施する事業については、物販や参加費徴収等の収益を得ることは妨げておりません。 |
| 35 | 要求水準書 | 114 | 10 | (7) ア | 防災啓発・人材育成プログラムの公民間の役割分担 (企画提案) | 防災啓発・人材育成プログラムについて、以下の記載があります。 「県が主体となりコーディネーターとして関係者の意見を聞き取り、事業を進める」 「事業者は、県が進める当事業に協力することとし、防災啓発・人材育成プログラムの企画提案をする」 当該記載に関して事業者に求められていることは、貴県が主体として検討する企画 (案) に対して、民間ならではの改善策を提示することと想定しております。また、現在の事業計画では、SPC社員は常駐せずに定期的に拠点へ出社する計画を検討しております。その場合、事業者との企画提案に係る打ち合わせは、事業費圧縮ためにもSPC社員が出社するタイミングで月1回で行うものとさせていただきます。 | 協議に応じます。定例の企画提案ミーティングとして月一度の頻度での打ち合わせということと理解しました。一方で事業者主体で事業を進める場合や第三者が事業を行う場合の回数も月一回に含まれるかどうか、イベント直近における調整等で事業者側の考えを伺うことが必要を考えます。なお、打合せ手法については、WEB形式も可能です。 |
| 36 | 要求水準書 | 114 | 10 | (7) ア | 防災啓発・人材育成プログラムの規模感 | 防災啓発・人材育成プログラムについて、以下の記載があります。 「県が主体となりコーディネーターとして関係者の意見を聞き取り、事業を進める」 「事業者は、県が進める当事業に協力することとし、防災啓発・人材育成プログラムの企画提案をする」 現状で想定されている貴県が主体となり事業を進める防災啓発・人材育成プログラムの規模感 (費用) ・回数含むイメージをご教示ください。 | 防災プログラムに応じたコンテンツは常設・仮設を問いません。プログラムの目的に応じて規模や回数も変動することから、現時点で具体的な回答はできません。ただし、主の会場となる教育棟においては、通常営業時間内において常時プログラム、コンテンツを用いて啓発活動を行うことを想定しています。 |

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|------------|----------|-----------|-------------------------------------|--|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 37 | 要求水準書 | 114 | 17 | (7) ア | 防災啓発・人材育成プログラムの公民間の役割分担(運営支援) | <p>「通常業務の範囲内で運営支援（県のプログラムの運営補助、教育棟庁舎管理者としての対応等）を行う。」との記載があります。</p> <p>運営補助の業務内容は、人件費の変動要因であり、内容次第ではコスト増加につながることから、以下のようにはしていただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の量は、協力企業の常駐職員が通常業務と兼務で行える程度であり、事業者側で追加の人員を用意する必要のない量である。 ・業務の質は、一般的な受付・防災に関する深い知識を要しない利用者へのアテンドに留まるものとしていただけないでしょうか。 <p>この際、防災に関する深い知識を要する利用者へのプログラムや常設展示の説明は、貴県職員が行うことを想定しています。</p> | <p>「通常業務の範囲内で運営支援（県のプログラムの運営補助、教育棟庁舎管理者としての対応等）を行う。」とは、事業者が通常業務と兼務で行える程度であり、事業者側で追加の人員を用意する必要のない量となります。ただし、本施設の展示内容や防災に関する知識を有し、県が行う利用者へのプログラムや常設展示の説明を支援することも想定しています。</p> |
| 38 | 要求水準書 | 114 115 | 10 17 | (7) アイ(イ) | 貴県が主体となって運営している常設展示の例、もしくは他自治体の参考事例 | <p>防災啓発・人材育成プログラムについて、以下の記載があります。</p> <p>「防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成を目的とした、防災啓発・人材育成プログラムを、県が主体となりコーディネーターとして関係者の意見を聞き取り、事業を進めることとしている。」</p> <p>本事業において事業者側が常設展示の内容の提案を行い、開業後は貴県がその常設展示を活用しつつ、主体的に事業を進めるものと認識しています。</p> <p>貴県が想定する、事業者が用意した常設展示の活用方法・具体例を把握するために、貴県が参考としており、県の職員が主体となって運営する具体的な展示事例（他県の防災展示施設、防災フェスタのようなイベント）をご教示いただけませんか。</p> | <p>認識についてはお見込みのとおりです。他県事例として参考となる防災啓発・人材育成については、一例として、有明の丘（そなエリア）が平常運用時は防災啓発、拠点運用時が基幹的広域防災拠点となっていること。大阪のあべのタスカルの展示施設が挙げられます。ただし、例示であり、そのグレードを求めているものではありません。</p> |
| 39 | 要求水準書 | 114 115 | 10 17 | (7) アイ(イ) | 貴県が主体となって運営している常設展示の例、もしくは他自治体の参考事例 | <p>防災啓発・人材育成プログラムについて、以下の記載があります。</p> <p>「防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成を目的とした、防災啓発・人材育成プログラムを、県が主体となりコーディネーターとして関係者の意見を聞き取り、事業を進めることとしている。」</p> <p>本事業において事業者側が常設展示の内容の提案を行い、開業後は貴県がその常設展示を活用しつつ、主体的に事業を進めるものと認識しています。</p> <p>本事業の常設展示のイメージとして近しい展示が、「あいち防災フェスタ」等の期間限定イベントにおける展示であればその旨お示しくください。</p> | <p>常設・仮設展示において、防災フェスタのイベント展示にとらわれることなく、提案いただくことを期待しています。なお、県内では、地域性から南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風等、地震風水害への対応・備えをテーマに訓練や啓発を実施していることを申し添えます。</p> <p>なお、具体的な展示イメージはありませんが、例えば、仮想技術を活用し、社会状況や利用状況を踏まえ、コンテンツを可変可能な展示も可能です。</p> |

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|------|----------|-------|-------------------------|--|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 40 | 要求水準書 | 114 | 10 | (7) ア | 防災ビジネスの公民間の役割分担（企画提案） | <p>防災ビジネスについて、以下の記載があります。 「県が主体となり事業を進めることとしている。具体的には、県職員が教育棟に常駐し、防災ビジネスの企画・運営を行う」 「県が進める当事業に協力することとし、防災ビジネスに関するイベントの企画提案をする」 「業務の実施にあたり、県の他、関係行政機関、企業、NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関、防災啓発施設等の様々な主体から広く意見を聞き提案する」</p> <p>当該記載に関して事業者に求められていることは、以下の2点と理解してよろしいでしょうか。 ・貴県が主体として検討する企画（案）・実証実験フィールドの提供業務に関して、当該企画（案）の目的等に応じて様々な主体の意見を聴取・取りまとめ、取りまとめ結果を貴県に提示すること ・貴県が主体として検討する企画（案）・実証実験フィールドの提供業務に対して、民間ならではの改善策を提示すること</p> | <p>2点についてお見込みのとおりです。また、通常業務の支障のない範囲内での協力を事業者側に求めています。 なお、事業者主体で実施する事業については、防災ビジネスの参加者に対し運営協力費や施設使用料の収益を得ることは妨げておりません。</p> |
| 41 | 要求水準書 | 114 | 10 | (7) ア | 防災ビジネスの公民間の役割分担（企画提案） | <p>防災ビジネスに関するイベントについて、以下の記載があります。 「県が主体となりコーディネーターとして関係者の意見を聞き取り、事業を進める」 「事業者は、県が進める当事業に協力することとし、防災啓発・人材育成プログラムの企画提案をする」</p> <p>当該記載に関して事業者に求められていることは、「貴県が主体として検討する企画（案）に対して、民間ならではの改善策を提示すること」と想定しております。また、現在の事業計画では、SPC社員は常駐せず、定期的に出社する計画を検討しております。 事業者との企画提案に係る打ち合わせは、事業費圧縮のためにもSPC社員が出社するタイミングで行うものとさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。</p> | <p>No.35で回答した定例での打ち合わせとまとめて実施することは妨げておりません。一方で事業者主体で事業を進める場合や第三者が事業を行う場合の回数も月一回に含まれるかどうか、イベント直近における調整等で事業者側の考えを伺うことが必要を考えます。</p> |
| 42 | 要求水準書 | 114 | 17 | (7) ア | 防災ビジネスの公民間の役割分担（運営支援） | <p>防災ビジネスに関するイベントに関して、「運営支援（県の事業の運営補助、教育棟庁舎管理としての照明・空調調整等）を行う。」との記載があります。</p> <p>防災啓発・人材育成プログラムの運営支援と異なり、「通常業務の範囲内」という文言がありません。防災啓発・人材育成プログラムとの運営支援の違いは具体的にどのようなものと想定されていますでしょうか。</p> | <p>防災啓発・人材育成関連運営業務と比較すると、民間ならではのアイデア等を活用した企画を求めることから、通常業務の文言がありません。ただし、県が主体となるイベントの運営支援については、通常業務の範囲とお考え頂き差し支えございません。</p> |
| 43 | 要求水準書 | 119 | 24 34 | イ(ア) | スポーツ等各種イベントやその他の運営業務の協力 | <p>「県は、各種イベント、～（中略）～事業支援の内容については、通常業務の範囲内を前提とし、県と別途協議すること。」また「県が主催するイベントの企画・運営費は、県が予算確保し、県が負担するものとする。」とありますが、協議の結果、事業者側にて追加で人員の派遣が必要となった場合、必要経費として貴県にてご負担いただけないという解釈で間違いありませんでしょうか。</p> | <p>あくまで通常業務の範囲内での事業支援を求めていますので、追加人員の発生は想定していません。なお、イベントを休日に実施する場合の通常業務の範囲内での事業支援については、平日の振替等の対応について協議することもあり得ます。</p> |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|------|----|------------------|-------------------------------|--|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 44 | 入札説明書等に対する質問回答 | 8 | - | No. 81 No. 82 | 教育棟に配置される貴県職員勤務日 | 質問No. 81・82回答の確認ですが、教育棟に配置される貴県職員は、消防学校休校日（土日祝日・年末年始等）も、拠点運用時の初動対応・指揮や防災啓発教育等のために、どなたかが365日24時間を通して必ず教育棟（夜間は宿泊棟等）に勤務・滞在されているという認識でよいのか確認願います。違う場合、どのような勤務体制を想定されているのか教示願います。 | 教育棟に常駐する職員は平日8時45分～17時30分勤務を想定しています。これとは別に消防学校内に舎監が平日夜間に常駐する想定です。非常配備については、災害対策実施要綱に基づき、体制を整えることとなりますが、教育棟常駐職員が当直体制を執ることは現時点では定まっていません。土日祝日に防災啓発業務等を実施する場合、一例として職員も交代制等で勤務することも考えられます。 |
| 45 | 入札説明書等に対する質問回答 | 23 | - | No. 262 | 任意事業の提案内容 | 質問No. 262回答で「運営権者決定後の豊山町との協議の結果如何に関わらず、提案そのものを評価の対象とします」とあります。この「提案そのもの」とは、①豊山町へのアプローチ手順の具体的な提案（豊山町との協議頻度等）なのか、②豊山町エリアで事業者が想定している事業の提案（イベント開催・スポーツ遊具等設備設置等）なのか、それとも①②両方なのか教示願います。（質問No. 263回答を踏まえると①であると考えられますが、確認のため質問しております） | 防災拠点は豊山町の賑わい施設・避難所（アリーナ）等との連携を目指しています。したがって、県・町の連携に資するような②事業提案についても、評価の対象とすることをご承知おきください。なお、少なくとも①アプローチ手順における具体的な提案は記載してください。 |
| 46 | 要求水準書 | 136 | 3 | 1 | - | 任意事業に関しては赤字補填を想定しないことは理解しましたが、万が一運営事業者が実施する任意事業が赤字になった場合、サービス対価を受領していることで、間接的に補填をしていることにはならないという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 47 | 入札説明書等に対する質問回答 | 14 | - | No. 160 | 部分のネーミングライツ | 質問No. 160回答から、消防学校はネーミングライツは不可でありその他は可と認識しています。例えば、防災公園（西側）、防災公園（東側）、屋内運動施設、多目的広場（1）、多目的広場（2）等の個々にネーミングライツを設定するという任意事業を提案することは可能であり、評価の対象となると考えてよいのか確認願います。 | 評価の対象となることはお見込みのとおりです。ただし、県では地元で親しまれる愛称を募集することについても検討しており、具体については県との協議によります。 |
| 48 | 要求水準書 | 136 | 6 | 2 | 任事業の収益区分 | 椅子・テーブル・タープやラケット・サッカーボール等備品の貸出、バーベキュー用薪・着火剤や子供用遊び道具等の物販は任意事業に区分されるという認識でよいのか確認願います。 | ご提示いただいた例のうち、子供用遊び道具等の物販については任意事業に含まれますが、それ以外の例につきましては、特定事業の範囲に含まれます。 |
| 49 | 要求水準書 | 136 | 6 | 2 | 任事業の収益区分 | 12/18競争的対話にてバーベキュー施設そのものに関しては特定事業の範囲と理解いたしましたが、そこで利用される薪、着火剤等（消耗品）、有償で販売する場合の事業は任意事業であるように思われますがいかがでしょうか？ | ご質問のような消耗品を販売する場合については任意事業であり、お見込みのとおりです。 |
| 50 | 特定事業契約書（案） | 21 | 31 | 第50条 | 賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担 | 質問No. 330で計算に用いる物価指標や基準日は貴県との協議対象となるとご回答頂いていますが、昨今の急激な物価上昇により、今現在既に特定事業契約第50条第9項の状況に該当しているという認識です。従って、基準日については2023年4月時点（前回入札が終了した2023年3月の翌月）として頂きますようお願いいたします。本件は事業者の収益性に極めて大きな影響があり、認めて頂けない場合は本案件への入札自体できなくなる可能性があります。ご検討の程、よろしくようお願いいたします。 | 公表している特定事業契約書（案）では、契約締結日以降の物価上昇を反映してもなお、標準的なスライド条項（第50条第1項～第8項）では不適当な状況が是正されない場合は、新たに加えた特例措置（同条第9項）において、事業者が県に協議を請求することができることとしております。 |
| 51 | 特定事業契約書（案） | 21 | 31 | 第50条 | 賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担 | 基準日は将来において協議の余地を残すのではなく、特定事業契約書を直接修正頂きたく存じます。具体的には、第50条第1項の「特定事業契約締結の日」を「2023年4月」に変更願います。なお、第50条（賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担）に関しては、本条第6項（インフレスライド）が適用されると認識しておりますが確認願います。 | 公表している特定事業契約書（案）では、契約締結日以降の物価上昇を反映してもなお、標準的なスライド条項（第50条第1項～第8項）では不適当な状況が是正されない場合は、新たに加えた特例措置（同条第9項）において、事業者が県に協議を請求することができることとしております。なお、適用条項についてはお見込みのとおりです。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------------------|----------|---------|-------------------------------------|---|---|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 52 | 特定事業契約書（案）別紙7 入札説明書等に対する質問回答 | 1 31 | 14 - | 2 No. 343 | 特定事業契約締結時点 | 質問No. 343にて「原案のとおり」とご回答頂いていますが、昨今の急激な物価上昇により、基準日は事業契約2023年4月（前回入札が終了した2023年3月の翌月）として頂けますでしょうか。 | 特定事業契約書（案）別紙7第2項で定める指標は、特定事業契約締結時点で公表されている同項表に定める直近の12か月の指標（確報値）を基本とする旨特定されており、特定事業契約締結日以前も勘案しますので、原案のとおりとします。 |
| 53 | 特定事業契約書（案）別紙7 入札説明書等に対する質問回答 | 1 29 | 14 - | 2 No. 330 | 特定事業契約締結時点 | 質問No. 330で設計・建設費が「基準日」についても協議の対象となり得るとご回答頂いていますが、運営維持管理費用もNo. 330ご回答と同様に、不適当な状況が是正されないときは基準日も協議対象となり得るという理解でよろしいでしょうか。 | 設計建設費と異なり、協議の対象とすることは想定しておりません。運営・維持管理費については別紙7の改定方法によることとなります。 |
| 54 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 21 26 | 30 - | 第50第9項 No. 330 | 設計・建設費の変更の計算式 | 例えば埋蔵文化財発掘調査等により「事業用地引渡遅延の基づく本施設引渡遅延」により大幅に工事期間が遅延・延長する場合、設計・建設費の物価水準変動について単一の物価指標スライドのみでは十分に対応できない場合が考えられます。 質問No. 330回答では、第50第9項に関して「…設計・建設費の変更又は費用の負担の方法、計算式も双方協議のうえ、決定することを想定しておりますが、計算に用いる物価指標や基準日についても協議の対象となり得ます。」とありますが、上記のように工事期間が大幅に遅延・延長する場合は、計算式の一つとして事業者の設計・建築費の再積算に基づいた双方協議及び決定も可能として頂きたく存じます。 | 事業用地引渡遅延の基づく本施設引渡遅延により工事期間が遅延・延長する場合の追加費用については、特定事業契約書（案）第50条の物価スライド規定ではなく、第29条第5項及び第6項が適用されます。すなわち、工事期間の遅延・延長がなされるからと言って直ちに第50条第9項が適用される関係にはなく、第29条第5項及び第6項が適用された後の設計・建設費や当該追加費用の額が第50条第9項の要件を充足された場合に質問回答No. 330回答の考え方が妥当し、その場合、計算式の一つとして事業者の設計・建築費の再積算に基づき双方協議することを否定しません。 |
| 55 | 特定事業契約書（案） | 51 | 10 | 第105第1項 | 特定事業契約の解除 | 第105条第1項より事業者は特定事業契約を解除できるとなっていますが、第105条第2項より貴県が負担される費用は非常に限られており事業者には不利な条件となっています。 第105条第1項の状況になった場合は、事業者の設計・建築費の再積算に基づき貴県と協議のうえ、特定事業契約を変更等することで対応できるようにもして頂きたく存じます。 | 特定事業契約書（案）第105条第1項に定める事態に至る見込みがある場合又はそれに至った場合、第29条第5項及び第6項が適用されますが、No. 54と同様に、これらの条項が適用された後の設計・建設費や当該追加費用の額が第50条第9項の要件を充足された場合に質問回答No. 330回答の考え方が妥当し、その場合、計算式の一つとして事業者の設計・建築費の再積算に基づき双方協議することを否定しません。 |
| 56 | 様式集及び記載要領 入札説明書等に対する質問回答 | 7 | - | 【様式F-2-⑥】 【様式F-2-⑥別紙】 No. 307 | 運営・維持管理業務（統括マネジメント業務を含む）の支出明細表 費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示 | 質問No. 307のご回答を受け、再度の確認で恐縮ですが、例えば代表企業や構成企業等からの事業者への出向人件費は、様式F-2-⑥の「統括マネジメント業務」の「人件費」に一括して金額を記載することでよろしいでしょうか。 | 代表企業や構成企業からの事業者への出向人件費のうち、統括マネジメント業務にかかる部分について、統括マネジメント業務の人件費としてご記載ください。また、その他の業務にかかる部分については、当該業務の人件費としてご記載ください。 |
| 57 | 様式集及び記載要領 入札説明書等に対する質問回答 | 7 | - | 【様式F-2-⑥】 【様式F-2-⑥別紙】 No. 308 | 運営・維持管理業務（統括マネジメント業務を含む）の支出明細表 費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示 | 質問No. 308に関連し、例えば事業者が発生するコピー代や事務用品等の雑費は「統括マネジメント業務」の「物件費」に一括して金額を記載することでよろしいでしょうか。 | 事業者が発生するコピー代や事務用品等の雑費のうち、統括マネジメント業務にかかる部分について、統括マネジメント業務の物件費としてご記載ください。また、その他の業務にかかる部分については、当該業務の物件費としてご記載ください。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------------------|------|----|--|---|---|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 58 | 様式集及び記載要領 入札説明書等に対する質問回答 | 7 | - | 【様式F-2-⑥】 【様式F-2-⑥別紙】 No. 308 No. 309 | 運営・維持管理業務（統括マネジメント業務を含む）の支出明細表 費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示 | 質問No. 308, 309のご回答を受け、再度の確認で恐縮ですが、例えば事業者から運營業務受託者への委託費は様式F-2-⑥の「運營業務」の「役務費」に一括して金額を記載することでよろしいでしょうか。 | 代表企業や構成企業への委託費である場合には、一括計上せずに内訳に区分してご記載ください。なお、構成企業等以外への委託費で、その内訳が容易に判明しない場合には、委託費に一括して計上してください。 |
| 59 | 様式集及び記載要領 入札説明書等に対する質問回答 | 7 | - | 【様式F-2-⑥】 【様式F-2-⑥別紙】 No. 310 | 運営・維持管理業務（統括マネジメント業務を含む）の支出明細表 費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示 | 質問No. 310のご回答を受け、再度の確認で恐縮ですが、例えば事業者から維持管理業務受託者への委託費（修繕・更新業務、水光熱費を除く）は様式F-2-⑥の「維持管理業務」の「役務費」に一括して金額を記載することでよろしいでしょうか。 | 代表企業や構成企業への委託費である場合には、一括計上せずに内訳に区分してご記載ください。なお、構成企業等以外への委託費で、その内訳が容易に判明しない場合には、委託費に一括して計上してください。 |
| 60 | 特定事業契約書（案）別紙7 入札説明書等に対する質問回答 | 4 | 15 | 4 No. 349 | 食材費の改定 | 質問No. 349にて、なぜ食材費の変動幅だけが1,000分の15でなく1,000分の30とされているのか、まだ理由をご回答頂けていない認識です。人件費や役務費等の他の費目と同様、食材費も1,000分の15を改定基準値として頂きたいと存じます。 | 食材費については運営・維持管理期間を通じて原則改定を行わないものとするなか、物価変動分の費用を事業者と受益者双方で負担することとしていることから、他の運営・維持管理費とは異なる改定基準値を設定しています。 |
| 61 | 特定事業契約書（案）別紙7 | 2 | 13 | c | 役務費変動指数 | 指標として「物価指標月報 企業向けサービス価格指数」をご想定頂いていますが、運營業務の費用については地元企業への委託や地元の方の直接雇用が中心となってきますので「愛知県最低賃金（地域別最低賃金）」の適用をお願いできませんでしょうか。ご提案させて頂く指標の方が本案件の実際の発生費用との乖離が少なく、是非ともご検討頂きたいと存じます。 | 現時点では当該指標によることが適当であると判断しております。但し、国の政策や社会情勢により当該指標が用いることで実態と乖離し適当でないと思われる場合は、指標の改定を協議することになると考えております。 |
| 62 | 特定事業契約書（案）別紙7 | 2 | 13 | c | 役務費変動指数 | 指標として「物価指標月報 企業向けサービス価格指数」をご想定頂いておりますが、維持管理業務は「点検・保守及び運転・監視業務」「清掃業務」「警備業務」に明確に区分されている「建築保全業務労務単価（愛知県）」の適用をお願いできませんでしょうか。ご提案させて頂く指標の方が本案件の実際の発生費用との乖離が少なく、是非ともご検討頂きたいと存じます。 | 現時点では当該指標によることが適当であると判断しております。但し、国の政策や社会情勢により当該指標が用いることで実態と乖離し適当でないと思われる場合は、指標の改定を協議することになると考えております。 |
| 63 | 特定事業契約書（案）別紙7 | 2 | 13 | c | 役務費変動指数 | 重ねてになりますが、維持管理業務の指標は「国土交通省 建築保全業務労務単価」での再考をお願いできませんでしょうか。本指標は「点検・保守及び運転・監視業務」「清掃業務」「警備業務」のそれぞれ個別に変動率が開示されますので、より実態に即した変更対応が可能となります。且つ、過去10年間を比較すると、「物価指標月報 企業向けサービス価格指数」の上昇率が約14%程度である一方で、本指標は運転・監視員で約19%、清掃員で約43%、警備員で約22%といずれの項目においても乖離があります。 ※なお前回質問では指標名を「建築保全業務労務単価（愛知県）」としていましたが、正しくは「国土交通省 建築保全業務労務単価」となります。失礼いたしました。 | 企業向けサービス価格指数は、企業間で取引されるサービスを対象とし、民間企業、公的企業、官公庁等を含む日銀の指標であること、及び月毎に指標が出されることから第83条に規定する改定で使用する指標として適当であると判断しています。ご意見の建築保全業務労務単価は官公庁の積算参考資料として一定の根拠を持つことは評価していますが「官公庁が積算することを目的とした参考単価であること」、及び「単価は年1回の発表」となります。このことから、第83条に規定する改定で使用する指標としては原案のとおりとすることが適当と判断しています。しかしながら、国の政策や社会情勢により当該指標を用いることで実態と乖離し適当でないと思われる場合（具体的には、当該指標を改定しない場合、収支均衡が取れず適正な利潤が確保できないおそれがある場合）は、指標の改定を協議することになると考えています。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------|------|----|---|-------------------------|--|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 64 | 特定事業契約書（案）別紙7 | 2 | 16 | c | 修繕・更新業務費変動指数 | 指標として「建設工事費デフレーター（2015年度基準）建築補修」をご想定頂いておりますが、修繕・更新業務は公共事業従事者の賃金実態調査の結果に基づき決定される「公共工事設計労務単価」の適用をお願いできますでしょうか。ご提案させて頂く指標の方が本案件の実際の発生費用との乖離が少なく、是非ともご検討頂きたく存じます。 | 現時点では、「公共工事設計労務単価」は労働者本人が受け取る賃金となり、修繕・更新業務の指標としては「建設工事費デフレーター（2015年度基準）建築補修」の方が適正が高いと判断しています。但し、国の政策や社会情勢により当該指標が用いることで実態と乖離し適当でないと思われる場合は、指標の改定を協議することになると考えております。 |
| 65 | 特定事業契約書（案）別紙6 | 2 | - | - | 各支払い時期における金額 | 各年度の支払時期における金額は、年度毎や支払時期毎の上限等制限は特段なく、【様式F-2-④】の数値に合致していればよいという認識でよいのか確認いたします。 | お見込みのとおりです。 |
| 66 | 様式集及び記載要領入札説明書等に対する質問回答 | 7 | - | 【様式F-2-①】 No. 290 No. 291 No. 292 No. 293 | 投資計画及び資金調達計画 | 質問No. 290-293で投資計画、事業者の保有資産、資金調達計画、等を本表に表現するようにご回答がありますが、本表には投資や資金調達のキャッシュイン・キャッシュアウトを記載するとともに、その結果保有することとなる固定資産の減価償却費や、減価償却後の資産の帳簿価額も併せて記載する、ということでしょうか。 | 固定資産の減価償却費や、減価償却後の資産の帳簿価額を記載する必要はございません。 |
| 67 | 様式集及び記載要領入札説明書等に対する質問回答 | 7 | - | 【様式F-2-①】 No. 290 | 投資計画及び資金調達計画 | 質問No. 290で本表には「事業者の保有資産」を記載するようにご回答ありますが、ここでいう保有資産とはどこまでの資産を意味しますか。例えば設計建設費には、事業者が購入をするが、所有は貴県となる資産もあるかと思いますが、それらは本表の「備品購入費」への記載の対象外という理解でよろしいでしょうか。 | 事業者の保有資産は、運営権の設定対象ではない資産が該当します。記載頂いた例示は、「事業者が購入をするが、所有は貴県となる資産」とされていることから、運営権の設定対象と理解します。「備品購入費」について、運営権の設定対象となる資産に係る費用に加えて、事業者の保有資産に係る費用も想定される場合には、「備品購入費」を両者に区分して、それぞれの額が分かるようにご記載ください。 |
| 68 | 特定事業契約書（案） | 2 | 34 | 第5条 第4項 | 基準収入額 | 「運営・維持管理業務に係る収入の計画値」は毎年度更新させて頂けないでしょうか。本事業はトラックレコードがないため、提案時の計画値を20年間使い続けることは、実態と乖離する可能性があります。 | 原案のとおりとします。 |
| 69 | 要求水準書入札説明書等に対する質問回答 | 113 | 16 | (ウ)e No. 186 No. 305 | 料金徴収 | 質問No. 186において「喫食代の支払間隔は未定」とご回答がある一方で、質問No. 305では事業者への入金は厳密に考慮するようにご回答があります。喫食代の収入は事業者にとって大きな割合を占めますが、喫食代の何ヵ月分をどのタイミングでお支払い頂けるかが不明であると、質問No. 305でご回答頂いている厳密な収支計画が作成できません。喫食代の支払間隔をご教示頂くか、もしくは質問No. 305のご回答の再検討をお願いいたします。また事業者としては可能な限り早い間隔で喫食代のお振込みをお願いしたく存じます。 | 詳細は、契約締結後に協議のうえとなりますが、現学校（県・市ともに）では、毎月払いとしているため、同程度の支払い間隔での振り込みは可能と考えています。 |
| 70 | 特定事業契約書（案） | 12 | 27 | 第29条 第6項 | 本施設引渡遅延によって事業者が生じた損害・損失 | 本条本項に限らず「事業者が生じた追加費用」「事業者が生じた損害」「事業者が生じた損失」を使い分けていますが、この3つのそれぞれの定義を、例示と共にお示しください。 | 事業者に実際に生じた費用（積極的損害）については追加費用、事業者が得られなかった利益等の消極的損害が県の帰責事由の有無によって損害・損失としております。事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延に伴い工事現場保存費用が発生した場合には追加費用であり、他方で当該遅延に伴い運営時期変更による逸失利益が損害・損失の典型例ですが、定義からの線引きが難しいものに関しては個別具体的事情に即して判断します。 |

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|---------------|----------|---------|--------------------|---------------------------------|--|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 71 | 特定事業契約書（案）別紙6 | 1 | 29 | - | 拠点運用時における県費用負担額の支払等 | 別紙6第3項に拠れば、拠点運用時にも県費用負担額（運営・維持管理業務）を引き続きお支払い頂ける理解ですが、施設利用収入がない状況においては県費用負担額だけでは事業者が発生する費用を賄いきれません。拠点運用時でも人件費等の固定費が一定額発生致します。入札説明書4(1)「リスク分担の考え方」に「拠点運用時には原則として県が費用を負担する」と記載されていますが、県費用負担額を受領してもなお賄いきれない固定費は、貴県にてご負担頂ける理解でよろしいでしょうか。 | 必要に応じて特定事業契約書（案）別紙6第3項ただし書きを適用します。 「平常運用時に想定していた運営・維持管理業務費用が増加又は減少した場合、当該増加分は県の負担とし」 |
| 72 | 特定事業契約書（案）別紙6 | 1 | 29 | - | 拠点運用時における県費用負担額の支払等 | 特定事業契約書（案）別紙6第3行ただし書きは「当該増加分」と記載されており、これまで通常業務で発生していた固定費は支払われず、拠点運用時に新たに発生する増加額のみが貴県の負担となるように見受けられます。拠点運用時でも人件費等の固定費が一定額発生致しますので、それらもご負担頂きたく存じます。一例としてご提案ですが、入札説明書4(1)「リスク分担の考え方」にある記載と併せ、「拠点運用時には原則として県が費用を負担する」という記載への変更は可能でしょうか。 | 要求水準書P.13において、事業者には①拠点運用時における避難誘導・安全管理対応業務、②拠点運用時の運営支援業務、③拠点運用時の維持管理・応急復旧対応業務を担っていただくことを想定しています。拠点運用時には③の維持管理業務の他にも、別途②の運営支援を事業者側に依頼することを想定しております。この運営支援の範囲を含め、①、②、③の範囲については、今後県と協議のうえ災害時等対応マニュアルを策定し定めるものと考えております。一方、特定事業契約書（案）別紙6第3項ただし書きにおいて、拠点運用時における運営維持管理業務費用の負担の考え方について示しておりますが、前提として平常運用時同様、事業者側に運営負担金を支払います。その上で、平常運用時に想定していた運営・維持管理業務費用が増加した場合に県が支払うものとお考え下さい。また、県と事業者で協議により作成された災害時等対応マニュアルに記載される「拠点運用時の運営支援業務」等は拠点運用時における運営維持管理業務費用に含まれます。なお、拠点運用に切り替わったことに伴う逸失利益について、県は補償しません。 |
| 73 | 特定事業契約書（案） | 34 | 4 | 第73条第2項 | 第67条（合意延長）による運営権の存続期間延長後の県費用負担額 | 第67条（合意延長）は第29条6項及び第74条第4項による事由が発生した場合に生じますが、第29条は「事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延」が事由、第74条は「拠点運用」が事由であることから、共に事業者側でコントロールできる事由ではありません。このことから、運営権存続期間が第67条により合意延長された場合、運営権存続期間延長後の貴県費用負担額（運営・維持管理業務）は、協議ではなく貴県にて負担頂くようお願い致します。 ※「第67条（合意延長）・・・の規定により、運営権の存続期間が延長された場合、県及び事業者は、運営権の存続期間延長後の県費用負担額（運営・維持管理業務）の県の負担について協議するものとする。」 | 原案のとおりとします。 |
| 74 | 特定事業契約書（案） | 34 | 4 | 第73条第2項 | 第67条（合意延長）による運営権の存続期間延長後の県費用負担額 | 第74条第4項ただし書き以降の「損害・損失」には逸失利益も含まれることを確認させてください。拠点運用時には事業者の収支は極端に悪化することが予想されますので、収益回復のために貴県に対して延長を申し込めることを確認したいという趣旨です。 | お見込みのとおりです。なお、拠点運用時において、事業者の収益が悪化することに対する回答については、No.72をご確認ください。なお、運営維持管理業務の延長に伴う県費用負担額については第73条第2項により協議します。 |
| 75 | 2_特定事業契約書（案） | 28 28 | 2 11 | 第62条第1項 第63条第1項 | 引渡し前における部分使用 | 「県は、第61条（完了検査及び引渡し）第3項の規定による引渡前においても、本施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。」とあります。引渡し前における部分使用によって、当初予定していなかった維持管理費が追加で発生することになるため、この場合の追加の維持管理費については貴県にて負担頂けるという認識でよいのか確認願います。 | 特定事業契約書（案）第62条第3項及び第63条第3項に基づき県が合理的な費用を負担します。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------|----------|---------|----------------------------|-------------------------|---|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 76 | 特定事業契約書（案） | 32 34 | 15 4 | 第68条 第3項 第73条 第2項 | 県による運営権存続期間の延長による県費用負担 | <p>第68条（県による運営権存続期間の延長）第3項では「<u>県は、第1項に基づく県による運営権存続期間の延長が実施された場合、当該延長に伴い事業者が発生する追加費用を負担するものとする。</u>」と貴県が負担するとあります。</p> <p>一方、第73条第2項では「<u>・・・第68条（県による運営権存続期間の延長）の規定により、運営権の存続期間が延長された場合、県及び事業者は、運営権の存続期間延長後の県費用負担額（運営・維持管理業務）の県の負担について協議するものとする。</u>」と協議をする」とあり、第68条第3項と相違があります。</p> <p>第68条による運営権期間延長の場合、第68条第3項に基づき事業者が発生する追加費用は貴県にて負担頂けるという認識でよいのか確認願います。</p> | 特定事業契約書（案）第68条による運営権の存続期間延長の場合、お見込みのとおり、同条第3項に基づき延長に伴い発生する合理的な費用は県負担となりますが、別紙6の改定も必要となるので第73条第2項にて協議すると規定するものです。 |
| 77 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 14 29 | 12 - | 第34条 第5項 No. 328 | 土壌汚染他によって事業者が生じた損害・損失 | <p>質問No. 328にも記載がありますが、土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因して事業者に多大な損害・損失が発生する可能性があります。このような場合においては、事業者が生じた損害・損失（逸失利益を除く）については、せめて貴県と協議を行うことができるようにして頂きたいと存じます。</p> | 原案のとおりとしますが、第129条に基づく協議は可能です。 |
| 78 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 14 29 | 12 - | 第34条 第5項 No. 328 | 土壌汚染他によって事業者が生じた損害・損失 | <p>損害・損失の中には将来的に追加費用（積極的損害）となる可能性の高いものもあります。そのような損害・損失は、追加費用となる兆候がある時点から費用負担の協議ができることを確認させてください。</p> | お見込みのとおりです。費用負担の合意は、具体的な内容や金額を示す資料を踏まえて行われる点にご留意下さい。 |
| 79 | 特定事業契約書（案） | 12 | 27 | 第29条 第6項 | 本施設引渡遅延によって事業者が生じた損害・損失 | <p>事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延について、その遅延期間によっては事業者に多大な損害・損失が生じる可能性が考えられます。このような場合において、事業者が生じた損害・損失（逸失利益を除く）については、せめて貴県と協議を行うことができるようにして頂くか、遅延期間に相当する事業期間の延長の協議をさせて頂きたいと存じます。</p> | 特定事業契約書（案）第68条第1項第2号・第29条第6項による運営権の存続期間の合意延長協議を行います。 |
| 80 | 特定事業契約書（案） | 12 | 27 | 第29条 第6項 | 本施設引渡遅延によって事業者が生じた損害・損失 | No. 78に同じ | No. 78をご参照ください。なお、県としても、事業用地引渡し計画を適宜更新し、事業者側と情報共有を行うこととしています。また、万一引渡し遅延により開業が遅れた場合、合意延長の協議を行います。また、運営権存続期間は第66条第4項のとおりです。 |
| 81 | 特定事業契約書（案） | 37 | 7 | 第79条 第2項 | 大規模修繕期間中の事業者への営業補償 | <p>大規模修繕期間中の休館に伴う事業者への営業補償について、特に屋内運動施設、多目的広場、広場（全天候型舗装）の運動施設は事業収入に大きく影響します。</p> <p>このような場合において、営業補償についてはせめて貴県と協議を行うことができるようにして頂きたいと存じます。</p> | 原案のとおりとします。 |
| 82 | 特定事業契約書（案） | 41 | 9 | 第89条 第1項(8) | 事業者による表明及び保証 | <p>質問No. 334で会計監査人の設置が必須とのご回答を頂いています。しかし、大会社でない場合には会計監査人の設置は会社法上の要件ではなく、会計監査人の設置には毎年相応のコストも発生致します。会計監査人設置の必要性についてはご提案させて頂くSPCの実態に応じて柔軟に協議が可能な建付けとして頂けますでしょうか。</p> | 原案のとおりとします。 |

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------|-----------------|---------|---|--------------------------------------|---|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 83 | 特定事業契約書（案） | 41 | 9 | 第89条 第1項(8) | 事業者による 表明及び保証 | 第1回個別対話で会計監査人を設置する理由としてガバナンスの確保が挙げられていましたが、会計監査人の責務は計算書類等の会計的妥当性を確保することであり、ガバナンス確保への影響は限定的であると考えます。 ガバナンスの確保は取締役や監査役が確実にを行いますので、設置するSPCが大会社でない場合は会計監査人の設置は任意とさせていただきますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 事業者の計算書類の作成及び作成プロセスについて外部的な専門家の知見を働かせることで公共施設の運営に必要な財務的ガバナンスを確保することが重要と考えています。 また、本事業の県における政策的及び金額的重要性を鑑み、民間事業者における金額的重要性や資金調達の有無に関わらず、本事業のモニタリングは極めて重要と認識しております。 (資金調達が無いなら、金融機関等によるガバナンスが期待されないため、なおさら県によるモニタリングが重要と認識しております) 加えて、収益連動負担金の算出や物価変動に基づく県費用負担額の改定等の場面においても、事業者の作成する計算書類等に基づく数値を算出や改定の基礎とする可能性もあることから、事業者の作成する計算書類が会計監査人の個別の監査を経た適正なものであることを求めています。 なお、「愛知県PFI導入ガイドライン」においても、事業の監視等に当たっては「公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（附属明細書を含む）の定期的な提出」が求められており、本事業でも遵守する必要があります。 |
| 84 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 45- 49 28 | - - | 第96条 第97条 第98条 第99条 No. 325 | 政策変更他によって事業者 に生じた損害・損失 | 質問No. 325にも記載がありますが、政策変更(第96条)、法定改正(第97条)、税制改正(第98条)、不可抗力(第99条)発生時には、事業者が生じた損害・損失(逸失利益を除く)については、せめて貴県と協議を行うことができるようにして頂きたいと存じます。 | 原案のとおりとしますが、第129条に基づく協議は可能です。 |
| 85 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 45- 49 28 | - - | 第96条 第97条 第98条 第99条 No. 325 | 政策変更他によって事業者 に生じた損害・損失 | No. 78に同じ | No. 78をご参照ください。 |
| 86 | 特定事業契約書（案） | 51 | 23 | 第105条 第2項 | 本施設引渡遅延による解除 によって事業者 に生じた損害・損失 | 事業用地引渡遅延に基づく解除について、事業者から解除を貴県に申し出るようなことは極力回避したいと考えていますが、それでもなお解除を申し出ざるを得ない状況にある場合は、状況によっては解除により事業者に多大な損害・損失が生じる可能性が考えられます。 このような場合において、事業者が生じた損害・損失(逸失利益を除く)については、せめて貴県と協議を行うことができるようにして頂きたいと存じます。 | 事業者が生じた損害・損失を回復する機会として必要に応じて特定事業契約書（案）第68条第1項第2号・第29条第6項による運営権の存続期間の合意延長がありますのでご理解ください。 |
| 87 | 特定事業契約書（案） | 51 | 23 | 第105条 第2項 | 本施設引渡遅延による解除 によって事業者 に生じた損害・損失 | No. 78に同じ | 県としても、事業用地引渡し計画を適宜更新し、事業者側と情報共有を行う等、解除に至らないよう対応することとしています。第29条第6項における解除については、第105条第2項にお示しするとおりですが、協議につきましてはNo. 78をご参照ください。 |
| 88 | 要求水準書 入札説明書等に対する質問回答 | 30 5 | 22 - | (ウ) No. 51 | 埋蔵文化財調査（不発弾調査含む）の負担 | 質問No. 51回答において、不発弾調査の事業者負担となる範囲は、任意事業を行う場所等、一定程度限定されると推測とあります。 事業者負担となる範囲は、任意事業を行う場所以外にどのような場所が想定されるのか教示願います。 事業者としては、任意事業を行う場所のみが事業者負担となる範囲であると考えております。 | 基本計画とは異なる場所に建築物等を建設する場合や任意事業に伴うインフラ整備も不発弾調査の対象となります。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------|----------|---------|--------------------|---------------------|--|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 89 | 要求水準書 入札説明書等に対する質問回答 | 78 12 | 28 - | (ツ) a No. 129 | 埋蔵文化財調査（不発弾調査含む）の負担 | 質問No. 129回答を踏まえて、事業者が装備資機材等保管庫を別棟で別の場所に設置する提案を行った場合、別棟配置位置における埋蔵文化財調査（不発弾調査含む）は貴県負担にて実施して頂けるという認識でよろしいでしょうか。 | 観客スタンド、装備資機材等保管庫の投影面積が基本計画における投影面積以内であれば、県負担にて実施しますが、それ以上の場合、費用を事業者が負担するものとします。 |
| 90 | 要求水準書 | 78 | 28 | (ツ) a | 埋蔵文化財調査（不発弾調査含む）の負担 | 任意事業以外において、貴県の策定した防災拠点の基本計画配置等を一部踏襲せずに事業者が変更提案を行った場合、埋蔵文化財調査（不発弾調査含む）は貴県にて負担頂けるという認識でよろしいでしょうか。 事業者負担となる場合、埋蔵文化財調査及び不発弾調査という大きな費用面でのリスクが事業者が生じることから、事業者が自ら変更提案するメリットはほとんどないため、配置計画等は貴県の計画を踏襲するせざるえないことと考えています。 | 事業者の提案によって建築物の配置を基本計画から変更する場合は、埋蔵文化財調査（不発弾調査含む）費用を事業者が負担するものとします。 |
| 91 | 特定事業契約書（案） | 14 | 12 | 第34条 第4項 第5項 | 事前調査業務によって判明した土壌汚染他 | 事前調査業務を実施した結果、「土壌汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物の存在若しくは地盤の状態について、要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合」、その判明に起因して発生する事業者の追加費用は貴県にて負担して頂けるという認識でよいのか確認願います。 | 特定事業契約書（案）第34条第5項ただし書きに該当しない限り、合理的な範囲の追加費用に関してはお見込みのとおりです。 |
| 92 | 入札説明書等に対する質問回答 | 5 | - | No. 48 | 埋蔵文化財の調査範囲 | 質問No. 48回答において、守秘義務資料「9_埋蔵文化財」の記載範囲外における、今後の埋蔵文化財調査範囲及び調査スケジュールをご提示願います。 | 現時点では、守秘義務資料「9_埋蔵文化財」が最新のものとなります。 |
| 93 | 要求水準書 | 30 | 5 | (ウ) | 埋蔵文化財の調査範囲 | 現在、埋蔵文化財調査を実施されていますが、調査結果によって、事業敷地における埋蔵文化財包蔵地の指定範囲がどの程度広がる可能性があるのか、現時点での見解を教示願います。 | 計画地全体が埋蔵文化財包蔵地に指定されたことから、計画地においては埋蔵文化財包蔵地の拡大はありません。 |
| 94 | 特定事業契約書（案） | 3 | 4 | 第6条 第1項 | 県の実施業務 | 定義集（32）より「県直接発注工事（公園）とは、本事業に関連して県が発注する公園（平場）の整備に係る工事」であることから、県直接発注工事（公園）は第6条第1項の「公園（平場）部分の建設工事（神明公園エリアの既存施設の解体工事含む）」のみであると認識しています。 「県直接発注工事（公園）」は、第29条第5項の遅延に関する事項、第57条の損害に関する事項、第60条の契約不適合責任に関する事項、第105条の解除に関する事項の記載がありますが、一方、「県直接発注工事（公園）」以外については明記されておりません。 第6条第1項の「県直接発注工事（公園）」以外の貴県実施業務については、第29条第5項、第57条、第60条、第105条の「公園（平場）」、「県直接発注工事（公園）」、「県直接発注工事（公園）企業」を、それぞれの貴県実施業務に読み替えるという認識でよいのか確認願います。 | 読み替えません。 |
| 95 | 特定事業契約書（案） | 3 | 4 | 第6条 第1項 | 県の実施業務 | 第6条第1項の「県直接発注工事（公園）」以外の貴県実施業務（造成工事等）について、貴県により事業用地引渡計画が変更された場合は、第29条第5項が適用されるという認識ですが、当該貴県実施業務における契約不適合責任は第何条が適用されるのか教示願います。 ※第60条は公園（平場）に関する事項なので該当しないと認識しております。 | 特定事業契約書（案）第60条は公園（平場）以外の事業用地に関して適用されません。通常の公共工事と同様に、仮に造成工事等の県実施業務により当該事業用地に不具合があり増加費用が発生する場合には、当該不具合や費用の内容を確認の上県が負担します。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------|----------------------|--------------------|--|-------------------------------------|---|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 96 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 12 21 29 | 12 6 - | 第29条 第5項 第47条 1項 No. 325 | 県直接発注工事（公園）企業の責めに帰する事由による設計・建設期間の延長 | 質問No. 325の回答において、第47条の設計・建設期間の変更として対応するとあります。 事業者が県直接発注工事（公園）の工事監理業務を適切に実施してもなお県直接発注工事（公園）企業の責めに帰する事由によって公園（平場）工事が遅延した場合、事業者は必ず第47条の設計・建設期間の変更申請を行わなければならないのでしょうか。 例えば、事業者の建設業務期間に影響がない場合（事業者の建設業務はすでに完了している等）は、事業者にとって設計・建設期間の変更を行うメリットはない為、事業者にとって何らかの損害・損失についての補償がない限り、事業者から期間の変更請求することはないと考えております。 | 事業者は監理業務を行うことから、開業に向けて適切な工程管理を行うことが責務と考えます。よって適切に実施してもなお、工事が遅延した場合、変更申請を行ってください。 |
| 97 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 12 25 29 | - 12 10 | 第29条 第5項 第57条 No. 325 | 県直接発注工事（公園）企業の責めに帰する事由による遅延おける損害 | 質問No. 325の回答において、損害は第57条を参照とあります。 第57条は工事監理業務に関して生じた損害です。例えば、県直接発注工事（公園）企業の責めに帰する事由によって公園（平場）工事が遅延し、屋内運動施設及び公園管理事務所の建設業務（工事監理業務除く）において追加費用・損害が生じることも考えられます。 このような場合においては建設業務に関する追加費用・損害についても貴県にて負担頂くようお願いいたします。 | 公園（平場）と事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延の関係はNo. 98をご参照ください。 県から県直接発注工事（公園）企業への工事用地の引渡遅延以外の理由による、県から事業者への公園（平場）の引渡遅延による損害が生じた場合、特定事業契約書（案）第52条ただし書きに基づき、県が相当因果関係のある範囲内で損害を負担します。 |
| 98 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 12 21 25 29 | 12 6 10 - | 第29条 第5項 第47条 第57条 No. 325 | 県直接発注工事（公園）企業の責めに帰する事由による遅延おける損害 | 質問No. 325の回答において、第47条・第57条にて対応するとありますが、第47条・第57条では事業者に落ち度がないにもかかわらず事業者が負わなければならないリスクが高いです。このような場合においても、第29条第5項の事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延と同様の扱いをお願いいたします。 ※No. 325回答「事業者は県直接発注工事（公園）の工事監理業務もを行いますので適切に当該業務を実施ください。当該業務を適切に実施してもなお本施設の引渡が遅延する場合には、第29条第5項の事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延ではなく、第47条の設計・建設期間の変更として対応します。なお、県直接発注工事（公園）に係る損害は第57条をご参照ください。」 | まず、県は、特定事業契約書（案）第59条第2項により、運営開始予定日までの公園（平場）の引渡義務を負担していますので、事業者に帰責性が無い場合には県が責任を負います。ただ、例外的に、県から県直接発注工事（公園）企業への工事用地の引渡遅延に起因する第59条第2項違反の場合には、第29条第5項の事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延に含めると言う整理です。すなわち、県直接発注工事（公園）企業の落ち度も県がリスク負担をしており、事業者に不利な条件にはなっておりません。 |
| 99 | 特定事業契約書（案） | 25 | 27 | 第59条 第2項 | 公園（平場）の引渡し日 | 「県は、運営開始予定日までに、公園（平場）を事業者に引き渡すものとし、事業者は、県から指定された日をもって公園（平場）の引渡しを受けなければならない。」とあります。 貴県から指定された日が運営開始予定日前である場合、引渡し日から運営開始予定日までの機関における管理責任の所在が不明確なることから、引渡し日は貴県から指定日ではなく、運営開始予定日として頂くようお願いいたします。 | 公園（平場）の引渡しは運営開始予定日より前の日を指定する場合、運営開始予定日までの間は事業者の責任にて管理してください。 なお、指定日については、県及び事業者が協議のうえ決定するものとしします。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|------|---|--------|------------------|--|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 100 | 入札説明書等に対する質問回答 | 2 | - | No. 16 | 什器・備品調達・設置業務 | 質問No.16回答により、要求水準書12頁図表2-2で防災公園（西側）・防災公園（東側）・神明公園における「平場（園路含む）」及び「インフラ」では、什器・備品調達・設置業務はないと認識しています（任意事業によるものは除く）。この認識について再度確認願います。 例えば、多目的広場（1）（2）・広場（人工芝）・ふれあい広場（人工芝）・広場（全天候型舗装）・芝生広場の設備・備品、神明公園における代替機能設備・備品（プレイロード・健康器具・駐車場・トイレ・バーベキュー炉等）、防災公園（西側）エリア・防災公園（東側）エリア・神明公園エリアの駐車場の設備・備品（EV用急速充電設備含む）は、本事業の什器・備品調達・設置業務の範囲外と認識しています。 | 要求水準書において、事業者側で整備・調達する事項（監視カメラ、EV用急速充電設備）については、事業者の特定事業の範囲内です。 |
| 101 | 入札説明書等に対する質問回答 | 1 | - | No. 1 | 事業者の保有資産等（備品等含む） | 追加投資等の取扱いについて、質問No.1回答を踏まえると、「事業者の保有資産等（備品等含む）」に該当するものは、任意事業の対象となる施設・設備・備品等のみであり、これ以外はすべて該当しないと認識していますがよろしいでしょうか。認識が異なる場合、「事業者の保有資産等（備品等含む）」について具体的な例示をお願いいたします。 | 事業者は、「本事業の実施のために事業者が保有する資産等」について、要求水準を充足し、県の事前承認を得れば追加投資ができるとしております。「本事業」は「特定事業」及び「任意事業」で構成されますので、事業者が「特定事業」のために「保有資産」を持つことを除外しておりません。そのため、「事業者の保有資産等（備品等含む）」に該当するものは、任意事業の対象となる施設等のみとは限りません。「事業者の保有資産等（備品等含む）」の具体的な想定はございませんが、基本的には、事業者に所有権がある施設・設備・備品等が「事業者の保有資産等（備品等含む）」に該当します。例えば事業期間中に新たに自らの費用負担で追加的に導入した備品等（義務事業のためのものか任意事業のためのものかを問わない）がこれにあたります。 |
| 102 | その他 | - | - | - | 設備・備品の帰属 | 運営開始前において、守秘義務資料に記載がない備品について、事業者が運営に必要と判断して設置した設備・備品（リース品除く）は「運営権の対象となる設備・備品」として設計・建設費等に含まれるという認識でよいでしょうか（運営開始後の追加投資等は含まない）。 上記の認識が異なる場合、「運営権の対象となる設備・備品」と「事業者の保有資産等」を明確に区分する判断基準をご提示願います。判断基準の提示が困難な場合は、その区分は事業者の判断によるものとして頂きたく存じます。 | 運営開始前において、守秘義務資料に記載がなく、特定事業に該当する設備、備品等は、「運営権の対象となる設備・備品」として設計・建設費等に含まれます。 任意事業として事業者が運営に必要と判断した設備・備品等は、「事業者の保有資産等」として事業者の費用負担で調達・設置等することができます。 |

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------|---------|--|-------------|-----------------|---|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 103 | その他 | - | - | - | 設備・備品の 帰属 | <p>什器・備品調達の所掌範囲を明確にいたしたく、以下の観点に関してご教示ください。</p> <p>1、エリア的所掌範囲 要求水準書p12、図表2-2に於いて、防災公園（西・東側）平場部の「什器・備品調達・設置業務」が事業対象外です。一方、設備備品調達リスト内に平場部分のスポーツに関する物品が一部記載されていますが、事業者の調達業務外と理解していますがよろしいですか？尚、事業者が想定するスポーツに必要な備品（ラケット・ボール等を含む）をリストアップすることは可能です。</p> <p>2、什器・備品調達責任所掌 上記エリア的所掌の他、現時点で特定できない、今後の設計交渉（消防・警察等）等で整備要求があった場合の取り扱い（事業者が想定していた物品を上回るような或いは変更要望等があった場合の調達方法）についてご教示ください。</p> <p>3、運営にかかわる必要な什器・備品について 什器・備品調達責任所掌範囲であり、運営に必要な什器・備品については全て調達リストの計上の上、調達することを予定していますが、対象外となりえる物品があればお教えてください。尚、職員用PCや複合機などリースの方が現実的である物品に関してはリース品として計上を予定しています。</p> <p>4、愛知県派遣職員用什器備品について 貴県派遣職員に関する什器備品は貴県により準備されると理解しましたが、事業者として特別に用意する物品がある場合はご教示ください。</p> | <p>1、エリア的所掌範囲 消防学校エリアと屋内運動施設、公園管理事務所の周囲2m以内に関わる什器・備品は、本事業サービス購入料において調達、設置して頂きます。 防災公園エリア（西側・東側）、神明公園エリアにおいて、有償により貸出する什器・備品については、事業者の費用負担において調達、設置して頂きます。 なお、防災公園エリア（西側・東側）、神明公園エリアにおいて無償で貸出する什器・備品については、要求水準書に利用想定と記載したスポーツ（野球場、サッカー場、バスケットボール、テニス）、アクティビティ（アウトドアフィットネス、防災キャンプ、サバイバルキャンプ）、神明公園エリアの代替機能（デイキャンプ場、プレイロット等）に限り、別途公園整備事業等による愛知県の費用負担において調達、設置します。</p> <p>2、什器・備品調達責任所掌 上記に関わらず愛知県の指示等によって、変更、調達の要求があった場合は、愛知県の費用負担とします。なお、調達、設置は事業者側に依頼する場合があります。</p> <p>3、運営にかかわる必要な什器・備品について 対象外となりえる什器・備品については、上記1の整理のとおりです。設備備品調達リストに載っていない什器・備品については、県と協議の上リース調達が可能です。</p> <p>4、愛知県派遣用什器備品について 事業者が特別に用意するものは想定していません。</p> |
| 104 | 要求水準書 入札説明書等に対する質問回答 | 12 - | 図表 2-2 - | - No. 16 | 什器・備品調達・設置業務 | <p>防災公園（西・東側）、神明公園のエリアに存在する備品（備品リスト対象項目）も対象外との理解でよろしいですか。その場合、スポーツにかかわる備品は提案することにより別途貴県にて調達いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>設計業務における提案において、県が認めた場合は、県の負担によって調達するものとします。</p> |
| 105 | 要求水準書 入札説明書等に対する質問回答 | 12 - | 図表 2-2 - | - No. 16 | 什器・備品調達・設置業務 | <p>No. 104の所掌範囲について、No. 103に同じ</p> | <p>No. 103の回答をご確認ください。</p> |
| 106 | その他 | - | - | - | 什器・備品調達・設置 | <p>運営事業者が施設運営上必要と考える備品に、PC、複合機、携帯電話などがありますが、リースの方が適切である物品に関しては協議の上リースは可能と考え、リース費用を計上することで足りるかと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>5-1_設備備品調達リストに記載以外の設備、什器・備品については、お見込みのとおりです。</p> |
| 107 | その他 | - | - | - | 什器・備品調達・設置 | <p>No. 106の所掌範囲について、No. 103に同じ</p> | <p>No. 103の回答をご確認ください。</p> |
| 108 | 要求水準書 入札説明書等に対する質問回答 | 61 - | c 諸 室レ ベル の機 能及 び性 能に 関す る要 求事 項 | - No. 81 | 防災拠点の県 側組織体制 | <p>質問No. 81回答において、防災拠点に配置される貴県職員の人数（常駐者・非常駐者のそれぞれの人数）・勤務時間については、現時点で想定していないとの回答でした。貴県職員のための什器備品（机・椅子・ロッカー・棚類）などは貴県により準備されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>県職員用の机、椅子、ロッカー、棚類については県で調達することとしますが、職員用のスペースについては、事業契約締結後、協議とします。</p> |

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------|-----------|--|-----------------|------------------------|--|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 109 | 要求水準書 入札説明書等に対する質問回答 | 61 - | c 諸 室レ ベル の機 能及 び性 能に 関す る要 求事 項 | - No. 81 | 防災拠点の県 側組織体制 | No. 108の所掌範囲について、No. 103に同じ | No. 103の回答をご確認ください。 |
| 110 | その他 | - | - | - | 什器・備品調 達・設置 | 運営事業者の使用物品に関しては事業者提案が可能ですが、消防学校内の備品に関しては使用者の使い勝手もあり、必要物品を指定いただけないでしょうか。 | 現時点では詳細を指定できません。設計業務または建設業務において、協議する予定です。 |
| 111 | その他 | - | - | - | 什器・備品調 達・設置 | No. 110の所掌範囲について、No. 103に同じ | No. 103の回答をご確認ください。 |
| 112 | その他 | - | - | - | 乖離が生じた 場合の是正措 置 | 「設備備品調達リスト」に従って事業者により物品を想定し予算計上することになるため、貴県や消防学校の要望と若干の乖離が発生することは容認いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | PFI事業により事業者側で物品を調達する関係上、県の意向と完全に一致させることは困難ということは承知しておりますが、調達にあたっては、事業契約締結後、事業者との協議のうえ、定めます。 |
| 113 | その他 | - | - | - | 乖離が生じた 場合の是正措 置 | No. 112の所掌範囲について、No. 103に同じ | No. 103の回答をご確認ください。 |
| 114 | 入札説明書等に対する質問回答 | 20 | - | No. 228 | 任意事業の区 分 | 質問No. 228回答より、貴県が舎監が不在となる消防学校休館日を原則有人警備としてほしい旨は理解しました。 警備に関しまして、現愛知県消防学校及び名古屋市消防学校では、各消防学校休館日はどのような警備体制となっているのかご教示願います。 なお、事業者としては、土日以外の祝日の学校休館日の警備は、費用面を考慮して機械警備を想定しておりました。 | 県消防学校：土日祝日等の職員・舎監不在時は、代務員6名が交代勤務により常駐しており、校内巡回、電話対応、消防本部等への施設使用（屋外訓練場（グラウンド））対応等を行っている。 市消防学校：土日祝日は警備で人員は配置しておらず、機械警備もなし。 本県としては、学校休館日（祝日）を機械警備とすることに学校運営上の支障はない見込みですが、休館日（祝日）中の消防学校施設貸出等への対応が必要となる場合には、協議を求めます。 |
| 115 | 入札説明書等に対する質問回答 | 20 | - | No. 228 | 任意事業の区 分 | 12/18競争的対話にて有人警備は金曜日の夕方から日曜日の夕方の48時間のみであり、その他は機械警備で足りることが確認できました。 原則として祝日や年末年始であっても上記時間帯以外は機械警備による警備が許容されることを、再度ご確認お願いいたします。 | 有人警備は金曜日の夕方から日曜日の夕方の48時間、その他は機械警備で足りることとし、原則として祝日や年末年始であっても上記時間帯以外は機械警備による警備を許容します。 なお、イベント開催や施設貸出等、上記時間帯以外で有人対応が必要となった場合については、個別に協議を求めます(但し、この場合でも土日・祝日営業、平日休業といった運用により、有人警備が必要な機会は減る余地があると考えています)。 |
| 116 | 要求水準書 入札説明書等に対する質問回答 | 131 10 | 5 - | ウ(ア) No. 223 | 教室の日常清 掃 | 質問No.223の質疑回答で管理・教室等の教室についても日常清掃を実施することとなりましたが、授業時間の9:10~17:00の間であっても使用していない教室があれば清掃をさせていただけないでしょうか。教室は作業時間がかかるため、早朝・夜間に実施しなければならず、人員確保が困難+コスト増となります。 | 授業時間において使用していない教室の清掃については、認めます。 |
| 117 | 要求水準書 入札説明書等に対する質問回答 | 131 9 | 5 - | ウ(ア) No. 222 | 宿泊棟の定期 清掃及び特別 清掃 | 質問No.222で 宿泊棟の定期清掃等も実施することとなりますが各寮室内は除外という理解でよろしいでしょうか。 | 寮室内の日常清掃については、消防職員等による清掃を想定しています。定期清掃は対象となります。 |
| 118 | その他 | - | - | - | 「防災公園」 エリアの備品 調達 | 「屋外でのイベント」、「テニス、バスケットなど」に必要な備品・設備、「野球場として必要な備品」との記述があります。 最低限必要な備品・設備の想定はありますでしょうか。 | 運営業務および維持管理業務に必要な設備、什器・備品をご提案ください。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|------|----|---------|---------------------------|--|--|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 119 | その他 | - | - | - | 「防災公園」エリアの備品調達 | No. 118の所掌範囲について、No. 103に同じ | No. 103の回答をご確認ください。 |
| 120 | 要求水準書 | 131 | 22 | (6) | 消防学校開校時における消防学校エリアの施錠・解錠 | 消防学校開校時は、宿泊棟の厨房・食堂部分及び教育棟以外の施設（車両ゲート含む）は、貴県にて鍵の施錠・解錠等鍵の管理が行われるという認識でよいのか確認願います。 なお、宿泊棟厨房・食堂及び関連する車両ゲートについては、鍵管理方法を明確に取決めたくて食堂運営事業者が解錠・施錠等を行う予定です。 | 消防学校の、宿泊棟（厨房・食堂部分）、教育棟以外の施設についてはの施錠は、県にて行います。宿泊棟厨房・食堂及び関連する車両ゲートの鍵管理方法については、お見込みのとおりです。 |
| 121 | 要求水準書 | 131 | 22 | (6) | 消防学校開校時における消防学校エリアの施錠・解錠 | 教育棟の鍵の施錠・解錠等鍵の管理について、教育棟には貴県職員も勤務されることから、貴県職員が教育棟に最初に出社される又は最後に退社されることも考えられます。このことから、教育棟の最初の解錠及び最後の施錠は、貴県職員及び事業者職員のうち最初に出社される方及び最後に退社される方が行うという認識で良いでしょうか。 | SPCが常駐しない場合、お見込みのとおりです。 |
| 122 | 要求水準書 | 103 | 1 | (9)ア | 公的利用等の優先予約 | 一般利用の受付前に公的利用の利用予約を開始するように想定していますが、具体的なタイミングのご想定はありますか（例えば一般利用の受付開始3ヶ月前から公的利用受付を開始する等）。 | 具体の想定はありませんが、一例として、一般施設予約の3か月前に公的予約を受け付ける事例が多いようです。また、総合防災訓練の場合、開催年の2月頃には予め施設を押さえています。 |
| 123 | その他 | - | - | - | 中日新聞記事 | 20231023中日新聞に防災拠点の記事が掲載され、本施設内に「ペタンク」、「モルック」ができる広場を作ると記載されていますが、貴県として特にご要望がごありでしょうか。 | 先日新聞報道等において防災拠点の活用案がまとまった旨の記事が掲載され、防災公園内での具体的なスポーツ等が示されていましたが、当該報道の内容は、県民向けに、防災拠点の平常運用時、拠点運用時の運用イメージを持っていただくため、一例として考えるスポーツなどを例示列挙しまとめたものです。今回の提案にあたり、県で例示した活用案に縛られるものではありません。 |
| 124 | 入札説明書等に対する質問回答 | 7 | - | No. 71 | 豊山町エリアとの境界区分 | 質問No. 71回答の確認ですが、豊山町エリアと防災公園（西側）エリアとの境界は、フェンスや植栽などで明確に区分する必要はなく、敷地を一体的にイベント等で活用できるものと考えてよいのか確認願います（一体活用する場合は豊山町との協議が必要なことは理解はしています）。 | エリアとの境界は、フェンスや植栽などで明確に区分する必要はありません。 お見込みのとおり、豊山町エリアと防災公園（西側）エリアを一体的にイベント等で活用する場合は豊山町との協議が必要になります。 |
| 125 | 入札説明書等に対する質問回答 | 17 | - | No. 190 | 任意事業の区分 | 質問No. 190回答の確認ですが、宿泊棟内に売店・自動販売機等の便利施設・設備を設置した場合、その収益は任意事業の収益に区分されるという認識でよいのか確認願います。 | 設置は県への申請許可のうえ、可能であり、収益は任意事業に区分されます。 |
| 126 | 特定事業契約書（案） | 34 | 28 | 第74条第5項 | 拠点運用時の状態が2年以上継続する見込みの判断 | 拠点運用時の状態が2年以上継続することが見込まれるという判断は、貴県及び事業者のどちらかが一方が相手方に対して協議を申し出を行い、協議によってその判断を決定するという認識でよいのか確認願います。 | お見込みのとおりです。なお、拠点運用時には適時今後の見通しについて事業者へ情報共有を行うことを想定しています。 |
| 127 | 特定事業契約書（案） | 20 | 26 | 第46条第3項 | 工事中止による設計・建設期間の変更に伴う運営開始日 | 第46条（工事の中止）第3項で貴県により設計・建設期間が変更された場合、運営開始日予定日も遅延することとなります。 この場合、第66条（運営権の効果発生）第2項は適用されないことから、運営開始日は貴県と事業者との協議のうえ決定されることを確認願います。なお、第66条第4項より運営権存続期間は運営開始日から運営開始日の20年後の応当日の前日までと理解しています。 | 特定事業契約書（案）第48条において設計・建設期間の変更方法が定められておりますが、この過程で運営開始日も併せて協議対象になります。 |

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 個別対話の合意議事録

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------|----------|---------|------------------------|--------------------|---|---|
| | | 頁 | 行 | 項目 | | | |
| 128 | 特定事業契約書（案） 入札説明書等に対する質問回答 | 30 29 | 23 - | 第66条 第2項 No. 325 | 設計・建設期間の変更による運営開始日 | 質問No. 325に回答において、第47条の設計・建設期間の変更として対応するとあります。 事業者が県直接発注工事（公園）の工事監理業務を適切に実施してもなお県直接発注工事（公園）企業の責めに帰する事由によって公園（平場）工事が遅延しかつ事業者が第47条の設計・建設期間の変更申請を行った場合には、運営開始日予定日も遅延することとなります。 この場合、第66条（運営権の効果発生）第2項は適用できないことから、運営開始日は貴県と事業者との協議のうえ決定されるのか確認願います。なお、第66条第4項より運営権存続期間は運営開始日から運営開始日の20年後の応当日の前日までと理解しています。 | No. 127をご参照ください。 |
| 129 | 特定事業契約書（案） | 31 32 | 26 4 | 第67条 第68条 | 運営権の存続期間 | 運営権の存続期間は2052年3月31日を超えることはできないとありますが、第67条及び第68条の両条項によって運営権の存続期間が2052年3月31日を超える可能性が生じた場合でも、2052年3月31日に存続期間は必ず終了し、終了に伴い事業者が生じた損失・損害は貴県にて負担頂けると考えていてよいのか確認願います。 | 特定事業契約書（案）第67条及び第68条記載のとおり、2052年3月31日を超えて運営権が存続することはなく、当該時点を以て特定事業契約も終了します。事業者が損失・損害を回復する機会として延長期間を設け、必要十分な期間として最大2052年3月31日までとしていることから、当該期日を経過してもなお損失・損害があったとしても県は負担しません。 |
| 130 | 特定事業契約書（案） | 36 | 20 | 第77条 第5項 | 県が請求した場合 | 第77条（事業者の保有資産等の追加投資）第5項で「第1項の場合において県が請求した場合」とあります。貴県が請求する場合とはどのような場合を想定されているのか教示願います。 貴県が請求した場合、「貴県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約の締結」や「事業者費用負担による貴県が第三者への対抗要件を具備するために必要な登記その他の措置」などを講じる必要があり、事業者の負担が大きいため、貴県が請求する状況は回避したいと考えております。 | 事業者が保有資産等の追加投資を行う場合、特定事業契約書（案）第77条第1項により県の承諾が必要となりますが、この際に追加投資の内容を勘案の上、事業終了後の本施設の運営に必要なものを対象に予約契約の締結等を請求します。 |
| 131 | 特定事業契約書（案） | 36 | 33 | 第78条 第4項 | 修繕業務の費用の負担 | 「 <u>修繕業務の費用の負担は、中・長期修繕計画に定めるところによる。ただし、中・長期修繕計画に定めがないものは、次条（大規模修繕）に定める場合を除き、事業者の負担とする。</u> 」とあります。 中・長期修繕計画に定めた場合は、大規模修繕以外の場合においても、その費用を貴県が負担される場合もありえる認識でよいのか確認願います。違う場合、第4項をどのように捉えればよいのか教示願います。 | 特定事業契約書（案）第78条第1項及び第2項のとおり、中・長期修繕計画作成において修繕業務の費用分担を合意しますので、合意された中・長期修繕計画において定める事項の中には県が負担するものもあり得るとの認識で差し支えございません。第4項ただし書きは、中・長期修繕計画において定めていない事項は、事業者負担となるものの、例外的に第79条の大規模修繕の場合は県負担になるとの意味です。 |
| 132 | 入札説明書等に対する質問回答 | 24 | - | No. 275 | 合本 | 質問No. 275回答で「 <u>なお、合本とすることを妨げません。</u> 」とあります。 例えば、【様式A】と【様式Q】を様式A→Qの順番でフラットファイルA3版1冊に綴込み、それを正本1部・副本15部（計16部）提出することも認められるのか確認願います（【様式B】～【様式P】はチューブファイルA4版に別途綴込み、正本1部・副本15部（計16部）を提出する前提となります）。 | 認めます。 |